

◆書評◆

跡部千慧著

## 『戦後女性教員史

日教組婦人部の労働権確立運動と産休・育休の制度化過程』

(六花出版 2020年 ISBN 9784866170817 4800円+税)



佐藤 智美

(大阪大学大学院 人間科学研究科)

本書は著者が博士論文(2015)に大幅な加筆修正を行い出版されたものである。

副題が示すように、「産休代替法」(1961)と「女性教員等の育児休業法」(1975)成立過程における日本教職員組合婦人部(現女性部)の運動を取り上げている。

著者は女性教員を、民間企業事務職の高学歴女性が「主婦化」の担い手となつた1960～70年代に、産休・育休制度を利用しその多くが結婚・出産後も継続就労してきた注目すべき女性労働者群と見なし、上記の運動を高学歴女性労働者の継続就労の道を拓いた足跡として位置付け直すことを目的としている。

第1章では、先行研究を通して本著の課題が示されている。「産休代替法」における代替教員の処遇をいかに捉えていたか、「女子教員等の育児休業法」成立過程において、母性保護、近代家族の母性イデオロギーおよび女性の労働権確立の主張がどのように関わり労働権運動に位置付

けられたのかという2点の解明である。

こうした今日に連なる問題を捉える視点を一方に据えつつ、第2章で、運動が展開された時代のコンテクストに即して、当時の女性運動に影響力をもった論者の言説展開に留意し運動過程を捉える分析視点が提示されている。

第3章では、日教組婦人部が設立以来「実質的な男女平等の獲得」を基本方針に掲げ、社会主義的女性解放論を基盤しながら、時代に応じて「母性保護」「人事闘争」「労働権の行使」と運動のタームを変えてきたこと、運動の中心人物として、初代婦人部長高田、二代目千葉、五代目奥山、当時影響を与えた論者として山川菊栄や丸岡秀子があげられている。

第4章、5章では二つの法案の制定化に至る運動が詳細に取り上げられている。1950年代の産休代替法制定運動では、山川の「母性保護は社会的に保障されるべきもの」という主張を根拠とし、「母性保

護」が戦略的なタームとされた。参議院議員となった高田らが1954年議員立法として提出。1955年に自由党が日教組要求を部分的に加えた法案を提出し成立した。日教組は代替教員を義務設置とした改正案を要求し、1961年現行法が成立した。与党自由党が同調せざるを得なかったのは、日教組婦人部が「母と女教師の会」「日本母親大会」と連携していたため、母親たちの世論を無視できなかつたことが大きいという。その後、臨時雇用となつた代替教員の処遇改善運動も続けられた。

著者は、日教組婦人部が母親との連携や女性が多い臨時代替教員の処遇改善運動を行つたのは、他の立場の働く女性たちに対する視点も有していたと評価している。運動過程では、「母親である女性教員こそが教育に適している」(138頁)という論理が多く用いられた。

しかし1970年代の第二波フェミニズムの台頭により、「母性」に基づく主張や従来の女性運動が性別役割分業を前提に展開していたことが批判される。そのため運動は新たな発展段階を迎へ、次の育児休業法制定運動では、「母性保護」ではなく女性労働運動研究家の嶋津千利世が使つた「労働権」をタームとした。1967年に初めて社会党案として「女子教員等の育児休業法」が提出されてから成立までには8年余りを要した。1970年代前半には、日教組婦人部内で家族責任における男女平等も提議され始めていたが、育児

休業に男性も対象とする議論はおこらず法案に反映されなかつたとされる。

1975年自民党が法案に合流し成立したが、法案には、自民党が唱える乳児期の子育ては母親という近代家族の母性イデオロギーが挿入されることになった。著者は、その後、国の社会保障政策等に「主婦化」が取り込まれる中でも女性教員は継続就労し、日教組婦人部は「主婦化」を教え込むカリキュラムに反対し、「男女平等」を児童生徒に提議するという教育実践のオルタナティブな方向を探つたという評価で、運動が締め括られている。

終章では、歴史的な運動を分析する意義として、今日に連なる問題を捉える視点に加え同時代の理論の到達点という視座を持ち込む必要性を明らかにしたこと、労働運動史から捉える意義として、組合員だけでなく多くの労働者に共有される運動方針の提示と多様な労働者を含むネットワークの構築の重要性を示唆できたことが挙げられている。

本書は、産休・育休を巡る日教組婦人部運動についてその時代の背景や理論的到達点という視点から綿密な掘り起こしを行い、女性労働運動史に位置付け直したものとして大いに評価できる。フェミニズムの第一波から二波への移行期に一つの労働組合婦人部がいかなる対応をしたのかというテーマは興味深く、著者は果敢にこれに挑戦した。本書の意義としてあげた2点にも説得力がある。

評者は、1979～2015年まで地方県で教職にあり日教組組合員でもあった。これらの運動過程の究明に感謝しつつ、読後に残る少しばかりの疑問点を述べたい。

著者は、議論の前提で1960～70年代に「主婦化」の担い手となった民間企業事務職の高学歴女性と継続就労した女性教員を対置している。しかし、両者の環境は大きく異なっている。前者の多くは大都市に居住し、夫は大企業等勤務の転勤・長時間労働者で共働きが困難な層であろう。

一方、後者は全国津々浦々、大半は自分が配偶者の地元で勤務し血縁・地縁的援助を得られる場合が多く、夫は教員か公務員が多い。加えて当時の民間企業における事務職女性の職務内容や賃金体系などが教職と比べ継続就労に堪えられ得るものであったかという差異は大きい。そうした中での女性教員の継続就労とそれを支えたとする産休・育休に対する高い評価の前提が、時に日教組婦人部運動に好意的な評価を下すというバイアスを幾分与えていないだろうか。

それは、1975年女性のみの育児休業法制定運動の論述に、今日に連なる視点を十分捉えているかという疑問として感じられた。同年の育休法はあくまでも性別役割分業を前提としている。それについて、1970年代には日教組婦人部内でも両性の育児責任の提議があったが育休制度にそれは反映されなかった等、比較的簡潔な記述に留まっている。しかし、同時期に家庭科の

男女共修運動や性別役割分業等を問う「男女平等教育」も各地で提唱が始まっている。1975年時点では、議論が熟さず法案に盛り込むに至らなかっただろうとは十分推察できる。しかし、著者はもう少しこれらの日教組婦人部内の矛盾や議論に向き合う必要があったのではないかだろうか。

法案成立後は「主婦化」に反対する「男女平等教育」を探り続けたとの評価で終わる記述は、運動理論の整合性で留まった印象も受ける。本書の射程を1975年から1991年現行法成立にまで広げ、その17年間日教組婦人部が両性対象の育休法成立に向け、どんな議論や運動を展開したのか否かという究明も必要だったのではないか。教員社会で17年間女性教員のみが育児休業の対象とされたことの影響は大きい。選択制とは言え1年間の育休取得は慣習化し、乳児を持つ女性教員は労働軽減が図られた一方、「乳児期は母の手で」という意識を否応なく内面化した。多くの育休明けの女性教員は半人前扱いしかされないと自尊感情を低下させてもいる。また教員自らが性別役割分業から脱却できていないことは、その見直しを子どもに問う「男女平等教育」の広まりや成果を限定的にしたのではないか。

両性対象の育休法成立から約30年経った現在でも、男性教職員の取得率は2.8%(H.30文科省調査)にすぎない。今も多くの女性教員が、母性イデオロギーを内面化しつつ多忙化と闘い継続就労している。